

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市有施設の休止及び市主催のイベント等の中止等について

### ■概要

新型コロナウイルス感染症について、全国的な急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況などから、国において、令和3年2月2日、埼玉県を含む10都府県を区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を令和3年3月7日まで期間を延長した。

また、これを受け、埼玉県では、同年2月4日に「埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等について」を発表し、対策に取り組むこととしている。

そこで、市では、国や県と連携しながら、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を進めることとし、市有施設の休館及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおりとした。

なお、状況が日々変化しているので、今後の感染の広がり等を勘案しながら適宜見直していく。

### 記

#### 1 市有施設の休館

原則として休館とする（対象施設は別表のとおり）。

ただし、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは、午後7時以降及び午後7時を含む貸出時間区分を除き、使用を認めるとともに、既にチケットを販売している分は全日において使用を認める。

この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請する。

期間：令和3年2月7日（日）までとしていたところを令和3年3月7日（日）まで延長。

#### 2 市主催イベント等の取扱い

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、市主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※指定管理者に対しては、市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

期間：令和3年2月7日（日）までとしていたところを令和3年3月7日（日）まで延長。